

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の六号を加える。

八 長期経済計画の策定及び推進

九 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定

十 前号に掲げるもののほか、二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的かつ基本的な政策の企画立

案（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）

十一 経済に関する基本的な政策の総合調整

十二 総合国力の分析及び測定

十三 内外の経済動向及び国民所得等に関する調査及び分析

第四条中第二百二十九号を第四百四十七号とし、第二百二十八号を第四百四十六号とし、第二百二十七号の四の次に

次の十八号を加える。

百二十八 貿易、外国為替及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

- 百二十九 産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 百三十 運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 百三十一 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 百三十二 外国投資家の投資及び事業活動に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 百三十三 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に関すること。
- 百三十四 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
- 百三十五 長期経済計画の策定に関すること。
- 百三十六 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案及び実施に関する総合調整に
関すること。
- 百三十七 総合国力の分析及び測定に関すること。
- 百三十八 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
- 百三十九 海外経済協力基金及び総合研究開発機構に関すること。
- 百四十 第二百二十八号から前号までに掲げるもののほか、二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的

かつ基本的な政策（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

百四十一 内外の経済動向の調査及び分析に関すること。

百四十二 経済統計の作成及び整備に関すること。

百四十三 経済構造及び経済循環の基礎的な調査及び研究に関すること。

百四十四 国民所得及び国富の調査及び分析に関すること。

百四十五 前二号に掲げるもののほか、経済に関する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に関すること。

第五条中第五十四号を第五十九号とし、第五十三号の次に次の五号を加える。

五十四 長期経済計画を策定し、並びに長期経済計画に関する重要な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

五十五 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱を策定すること。

五十六 経済（外国投資家の投資及び事業活動を含む。）に関する基本的な政策及び計画について、関係

行政機関の事務の総合調整を行うこと。

五十七 電源開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

五十八 第五十五号及び前号に掲げるもののほか、二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的かつ基本的な政策（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）を企画立案すること。

第二十七条第一項中「第百二十二号から第百二十八号まで」を「第百二十二号から第百四十六号まで」に改める。

第三十四条中「第百二十八号並びに第百二十九号」を「第百四十六号並びに第百四十七号」に改める。
第三十五条中「第五十四号」を「第五十九号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

（経済企画庁設置法の廃止）

2 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）は、廃止する。

(経過措置等)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、行政改革を推進するため、経済企画庁を廃止し、その所掌事務の一部を大蔵省の所掌事務とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。